昭和 63 年度までの間に発行されたものを除く。）の残高の合計数を控除した数をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

j　平成 25 年度から平成 29 年度までの各年度末の地方債残高（ただし、平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度については、地方債残高から「平成（n ＋ 1）年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「平成 n 年度末現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数を、平成 29 年度については、地方債残高から「平成 29 年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「差引現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数をそれぞれ控除した数とする。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.1125 × G ＋ 0.1125 × H ＋ 0.1125 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1125 × N ＋ 0.1 × O）× δ × 0.277 0.1125 × G、0.1125 × H、0.1125 × I、0.1125 × J、0.1125 × K、0.1125 × L、0.1125 × M、0.1125 × N 及び 0.1 × O に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合に

昭和 63 年度までの間に発行されたものを除く。）の残高の合計数を控除した数をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

j　平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度末の地方債残高（ただし、平成 24 年度から平成 27 年度までの各年度については、地方債残高から「平成（n ＋ 1）年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「平成 n 年度末現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数を、平成 28 年度については、地方債残高から「平成 28 年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「地方債現在高の状況」の表頭「差引現在高」、表側「公営住宅建設事業債　うち復旧・復興事業分」及び「一般単独事業債　うち復旧・復興事業分」の合計数をそれぞれ控除した数とする。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

7　第五項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅱは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 ［{（0.1125 × G ＋ 0.1125 × H ＋ 0.1125 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1125 × N ＋ 0.1 × O）× ε × 0.283 − δ｝× 2 ／ 3 ＋ δ］× 0.983 0.1125 × G、0.1125 × H、0.1125 × I、0.1125 × J、0.1125 × K、0.1125 × L、0.1125 × M、0.1125 × N、0.1 × O、｛（0.1125 × G ＋ 0.1125 × H ＋ 0.1125 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1125 × N ＋ 0.1 × O）× ε × 0.283 − δ｝及び［{（0.1125 × G ＋ 0.1125 × H ＋ 0.1125 × I ＋ 0.1125 × J ＋ 0.1125 × K ＋ 0.1125 × L ＋ 0.1125 × M ＋ 0.1125 × N ＋ 0.1 × O）× ε × 0.283 − δ｝× 2 ／ 3 ＋ δ］に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 G　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合に